

高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則をここに公布する。

○高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則

(昭和 31 年 9 月 27 日規則第 49 号)

最終改正：平成 23 年 5 月 31 日高知県規則第 41 号

高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則

- 1 知事は、農業改良資金融通法(昭和 31 年法律第 102 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の認定(以下「農業改良資金の貸付資格の認定」という。)の申請をした農業者等(法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する農業者等をいう。以下この項において同じ。)が作成した農業改良措置に関する計画に記載された農業改良措置(法第 2 条に規定する農業改良措置をいう。以下同じ。)の内容が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たす場合には、法第 7 条(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により農業改良資金の貸付資格の認定をするものとする。

区分	要件
新たな農業部門の経営の開始	新規の作物、家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目区分(品種を含む。)へ進出する場合であること。この場合における作目区分は、次に掲げるとおりとする。ただし、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培、施設栽培(雨よけ)、施設栽培(無加温)及び施設栽培(加温)は、別の区分とする。 米穀、麦類、豆類、雑穀、芋類、野菜(葉茎菜)、野菜(根菜)、野菜(果菜)、野菜(育苗)、花き(切花)、花き(鉢物)、花き(花木)、花き(育苗)、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛(繁殖)、肉用牛(肥育)、肉用牛(繁殖肥育一貫経営)、豚、鶏(採卵)、鶏(ブロイラー)及びその他の家畜
新たな農畜産物の加工の事業の経営の開始	自ら生産した農畜産物を主原料とする加工の事業を新たに開始する場合又は既に農畜産物の加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術若しくは経営方法で対応することができない新しい加工の事業を開始する場合であること。

農畜産物又はその加工品の新たな生産の方式の導入	農業者等にとって新たな技術又は取組で、品質若しくは収量の向上又はコスト若しくは労働力の削減に資するものを導入する場合であること。
農畜産物又はその加工品の新たな販売の方式の導入	自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術又は経営方法で対応することができない新しい販売の方式を導入する場合であること。

- 2 知事は、認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた同条第 2 項第 2 号イに規定する中小企業者であって、自ら又は当該中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が同号イに掲げる措置を行うものをいう。）が作成し、同条第 1 項の認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画に同条第 2 項第 2 号イに掲げる措置が含まれている場合には、当該認定中小企業者が行う当該措置を農業改良措置とみなして、同法第 11 条第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 7 条の規定により農業改良資金の貸付資格の認定をするものとする。
- 3 知事は、認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた同条第 2 項第 3 号に規定する製造事業者又は促進事業者（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する中小企業者に限る。）であって、自ら又は当該製造業者若しくは促進事業者が米穀の新用途への利用の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する事業協同組合等若しくは同条第 6 項に規定する促進事業協同組合等である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が同法第 4 条第 2 項 3 号に規定する農業改良支援措置を行うものをいう。）が作成し、同条第 1 項の認定を受けた同項に規定する生産製造連携事業計画に同条第 2 項第 3 号に規定する農業改良支援措置が含まれている場合は、当該認定製造事業者等が行う当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなして、同法第 8 条第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 7 条の規定により農業改良資金の貸付資格の認定をするものとする。
- 4 知事は、促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。

以下この項において「六次産業化法」という。)第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者(株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者に限る。)をいう。)が、六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って行われる六次産業化法第3条第4項に規定する総合化事業に六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置が含まれている場合において、当該措置を行うときは、当該促進事業者が行う当該措置を農業改良措置とみなして、六次産業化法第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第7条の規定により、農業改良資金の貸付資格の認定をするものとする。

5 前各項に定めるもののほか、農業改良資金の貸付資格の認定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和33年4月30日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

付 則(昭和33年10月31日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行し、第2条の表の改正規定は昭和33年4月1日から、第4条第2項及び第9条の改正規定は昭和33年10月1日からそれぞれ適用する。

付 則(昭和35年2月12日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

付 則(昭和36年3月22日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

付 則(昭和37年1月26日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

付 則(昭和37年4月3日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(他の規則の廃止)

2 高知県農業改良資金債務保証規則(昭和31年高知県規則第47号)は、廃止する。

付 則(昭和38年2月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

付 則(昭和38年11月19日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

付 則(昭和39年9月29日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

付 則(昭和40年9月7日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

付 則(昭和40年10月15日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

付 則(昭和41年8月16日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

付 則(昭和42年2月3日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年1月1日から適用する。

付 則(昭和42年8月22日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

付 則(昭和43年10月8日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

付 則(昭和 44 年 8 月 22 日規則第 37 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 45 年 11 月 17 日規則第 62 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 46 年 12 月 9 日規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 47 年 10 月 6 日規則第 68 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 48 年 8 月 21 日規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 5 月 28 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 8 月 24 日規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 11 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 7 月 30 日規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 18 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 7 月 27 日規則第 51 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 51 年 5 月 10 日から適用する。

附 則(昭和 52 年 7 月 30 日規則第 48 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則(昭和 53 年 12 月 12 日規則第 60 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則(昭和 54 年 8 月 9 日規則第 37 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則(昭和 55 年 11 月 22 日規則第 56 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定は、昭和 55 年 6 月 10 日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和 55 年 6 月 10 日前に、この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則により貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則(昭和 56 年 8 月 18 日規則第 61 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年 7 月 30 日規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 58 年 10 月 15 日規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 8 月 1 日規則第 38 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則(昭和 60 年 9 月 5 日規則第 41 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(高知県畜産振興資金貸付規則の廃止)

2 高知県畜産振興資金貸付規則(昭和 59 年高知県規則第 53 号)は、廃止する。

(高知県畜産振興資金貸付規則の廃止に伴う経過措置)

3 廃止前の高知県畜産振興資金貸付規則の規定により貸し付けられた畜産振興資金は、この規則の相当規定により貸し付けられた資金とみなす。

(経過措置)

4 この規則の施行前に、この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則(昭和 61 年 7 月 22 日規則第 70 号)

この規則は、昭和 61 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 10 月 25 日規則第 79 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定は、昭和 61 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 62 年 12 月 10 日規則第 49 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定は、昭和 62 年 8 月 4 日から適用する。

附 則(平成元年 1 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、平成元年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 10 日規則第 11 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則(別記第 2 号様式の 1 その 9 の改正規定を除く。)による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定は、昭和 63 年 10 月 25 日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和 63 年 10 月 25 日前に貸し付けられたこの規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則第 2 条第 1 項の表の第 9 号の資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 2 年 3 月 15 日規則第 2 号の 2)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定は、平成 2 年 1 月 4 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 2 年 1 月 4 日前に貸し付けられたこの規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則第 2 条第 1 項の表の第 8 号及び第 10 号の資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 3 年 2 月 19 日規則第 3 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則第 2 条第 1 項の表の第 12 号の項の規定は、平成 2 年 12 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 2 年 12 月 1 日前に貸し付けられたこの規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則第 2 条第 1 項の表の第 1 号及び第 12 号の資金並びに同条第 4 項の表の第 1 号の資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 3 年 8 月 2 日規則第 63 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定は、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

(経過措置)



- 2 平成3年7月1日前に貸し付けられたこの規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則第2条第3項の表の第1号及び第4項の表の第2号の資金については、なお従前の例による。

附 則(平成4年9月24日規則第45号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定は、平成4年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成4年8月1日前に貸し付けられたこの規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則第2条第1項の表の第4号、第5号、第7号、第10号及び第12号、同条第2項、同条第3項の表の第2号並びに同条第4項の表の資金については、なお従前の例による。

附 則(平成5年11月10日規則第71号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に貸し付けられたこの規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則第2条第1項の表の第2号の資金については、なお従前の例による。

附 則(平成6年2月25日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則別記第1号様式の2から別記第10号様式までは、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成6年10月14日規則第67号)

この規則は、平成6年10月15日から施行する。ただし、第1条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月13日規則第80号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定は、平成6年10月25日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成6年10月25日前に貸し付けられたこの規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則第2条第1項の表の第4号及び第7号の資金については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月14日規則第15号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則(第1条の改正規定中「次の各号に」を「次に」に改める部分及び別記様式に係る改正規定を除く。)による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定は、平成7年2月15日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則(次項において「改正前の規則」という。)第2条第4項の表の第2号の資金は、この規則の施行後においても平成7年9月30日までの間は、貸し付けることができる。
- 3 この規則の施行前に貸し付けられた改正前の規則第2条第4項の表の第2号の資金及びこの規則の施行後前項に規定する日以前に貸し付けられる改正前の規則第2条第4項の表の第2号の資金については、なお従前の例による。

附 則(平成7年4月1日規則第74号)抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年8月22日規則第99号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に貸し付けられたこの規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則第2条第5項の表の第2号の資金については、なお従前の例による。

附 則(平成8年2月23日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 8 月 26 日規則第 104 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定は、平成 9 年 7 月 24 日から適用する。

附 則(平成 10 年 9 月 25 日規則第 107 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定は、平成 10 年 6 月 24 日から適用する。

附 則(平成 11 年 6 月 8 日規則第 62 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 11 年 6 月 22 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則別記第 1 号様式の 2 及び別記第 5 号様式は、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 12 年 1 月 21 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 1 月 19 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 11 月 16 日規則第 171 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 28 日規則第 181 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年 4 月 12 日規則第 51 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 10 日規則第 85 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に、この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則(次項において「旧規則」という。)の規定により貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

3 旧規則別記様式は、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 14 年 11 月 11 日規則第 99 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日の申請により貸し付けられた農業改良資金については、この規則による改正後の第 13 条及び第 14 条の規定は、適用しない。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規則第 43 号)抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 10 日規則第 114 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日規則第 54 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 8 月 9 日規則第 111 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 9 日規則第 79 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 31 日規則第 40 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(21 年 5 月 29 日規則第 56 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則別記様式(別記第 13 号様式を除く。)は、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(22 年 9 月 30 日規則第 70 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則(以下「旧規則」という。)の規定によりこの規則の施行前に貸し付けられた農業改良資金(旧規則第 1 条に規定する農業改良資金をいう。以下同じ。)並びに次項及び第 4 項の規定によりこの規則の施行後に貸し付けられた農業改良資金の償還その他事業の実施以後の措置については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に旧規則第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定により貸付けの決定を受けた者(第 5 項の規定によりなお従前の例によりこの規則の施行後に貸付けの決定を受けた者を含む。)に対してこの規則の施行後に行われる農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

4 この規則の施行前に旧規則第 8 条第 3 項又は第 15 条第 2 項の規定により貸付けの決定を受けた融資機関(次項の規定によりなお従前の例によりこの規則の施行後に貸付けの決定を受けた融資機関を含む。)に対してこの規則の施行後に行われる農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

5 この規則の施行前にされた旧規則第 7 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 14

条の規定による貸付けの申請であって、この規則の施行の際、貸付けの決定をするかどうかの処分がされていないものについての知事の決定については、なお従前の例による。

附 則(23年5月31日規則第41号)

この規則は、平成23年5月31日から施行する。